

【資料】

資料1 静岡県障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月21日
条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、静岡県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、協議会の事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則（略）

資料2 静岡県障害者施策推進協議会委員名簿

氏名	所属名・役職名
岩瀬 輝美	静岡県身体障害者福祉会会长
大石 明利	前東海大学短期大学部児童教育学科教授
小倉 健太郎	静岡県聴覚障害者協会事務局長
香野 育	静岡大学教育学部教授
篠原 瞳美	静岡県自閉症協会事務局
高橋 房恵	静岡県手をつなぐ育成会評議員
天良 昭彦	静岡県知的障害者福祉協会会长
土居 由知	静岡県視覚障害者情報支援センターセンター長
西尾 知世	弁護士
深沢 貴子	静岡県難病団体連絡協議会副理事長
松永 憲之	静岡県経営者協会事務局長
三浦 一也	医療法人好生会小笠病院診療部長
村松 妙子	静岡県精神保健福祉会連合会理事
矢部 初江	静岡県作業所連合会・わ

(任期：2024年7月1日から2027年6月30日まで)

資料3 静岡県障害者計画等策定・推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定を踏まえ、障害者施策を総合的に推進するため、静岡県障害者計画等策定・推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者施策に係る総合的な展開の検討・調整に関すること
- (2) 静岡県障害者計画及び静岡県障害福祉計画の策定及び推進に関すること
- (3) 市町の障害者計画及び障害福祉計画の策定及び推進の支援に関すること
- (4) その他障害者施策について必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は健康福祉部長の職にある者、副会長は健康福祉部障害者支援局長の職にある者、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(運営)

第4条 協議会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。
- (3) 協議会は、別に組織する静岡県障害者施策推進協議会と連携して、所掌事務に当たるものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害者政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（略）

別表（第3条第2項関係）

企 画 部	参事兼総務課長
総 務 部	参事（職員担当） 参事（地域振興担当）
財 務 部	参事兼総務課長
危 機 管 理 部	参事（政策調整担当）
くらし・環境部	政策管理局長兼総務課長
ス ポ ー ツ ・ 文 化 觀 光 部	参事兼総務課長
健 康 福 祉 部	健康福祉部長（会長） 障害者支援局長（副会長） 政策管理局長 福祉長寿局長こども若者局長 医療局長 健康局長
経 済 産 業 部	政策管理局長 就業支援局長
交 通 基 盤 部	政策管理局長
出 納 局	次長兼会計総務課長
教育委員会事務局	教育部理事（総括・新図書館担当）
警 察 本 部	総務部参事官兼総務課長

資料4 策定経緯

1 策定体制

計画の策定に当たっては、学識経験者、障害のある人、障害の福祉に関する事業に従事する方で構成される「静岡県障害者施策推進協議会」で審議しました。また、障害者計画については、関連施策との連携を図るため府内関係部局で構成する「静岡県障害者計画等策定・推進協議会」において検討を行いました。

2 計画策定までの経過

- (1) 計画策定にあたっては、県内の障害のある人の実態を把握するため「障害のある方の実態調査」を実施しました。
- (2) 障害者計画については、県内の主な障害者団体及び障害当事者の方に対し、骨子案及び計画案について意見照会を行い、回答いただいた意見を計画に反映しました。

時 期	第6次障害者計画
2024年度	・「静岡県障害のある方の実態調査」実施 (9月～11月)
2025年度 7月	・第1回静岡県障害者計画等策定・推進協議会開催(7月24日)
8月	・第1回静岡県障害者施策推進協議会開催(8月28日)
8～9月	・関係団体に対し計画策定に係る意見照会の実施(8月29日～9月17日) ・当事者の方への計画策定に係る意見交換の実施(8月30日、9月4日)
10月	・第2回静岡県障害者計画等策定・推進協議会開催(10月15日)
11月	・第2回静岡県障害者施策推進協議会開催(11月10日)
12～1月	・パブリックコメント実施(12月～実施予定)
3月	・第3回静岡県障害者施策推進協議会開催(3月24日)

資料5 「静岡県障害のある方の実態調査」の結果概要

(要旨)

- ・今回の調査によると、「自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思う」、「生活に満足している」とした割合は 66.8%で、前回調査に引き続き、概ね横ばいで推移している。
- ・前回調査に引き続き、「70 歳以上の介助者の割合」が 2 割を超える結果となった。一方で、今後、心配なこととして 56.4%の方が「保護者の方がいなくなつた後の生活」と回答している。
- ・普段の生活で、3 割以上の方が ICT 機器を使用していないことが判明した。【新規調査】

(調査の概要)

1 調査目的

本調査は、障害のある方の生活の実情と施策に対する意向等を把握し、第 6 次静岡県障害者計画策定の基礎資料とするために実施した。

2 調査内容

障害のある方の生活の実情と施策に対する意向等の 8 分野（39 項目）

- | | | |
|------------|--------------------|-----------------|
| ①あなたについて | ②住まい・暮らし | ③障害福祉サービス等の利用状況 |
| ④仕事や家計 | ⑤生活の環境や安全・安心 | ⑥社会参加 |
| ⑦悩み事に対する相談 | ⑧その他（生活満足度、行政への希望） | |

3 調査方法

調査期間：令和 6 年 9 月～11 月（3 か月間）

区分	配付数	配付方法
身体障害のある方	4,000	県内の身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者から無作為に抽出し、郵便にて調査票を配付・回収
知的障害のある方	3,000	
精神障害のある方	3,000	県内の精神科医療機関の協力を得て、各医療機関を通じて入通院者に配付し、郵便にて回収
計	10,000	—

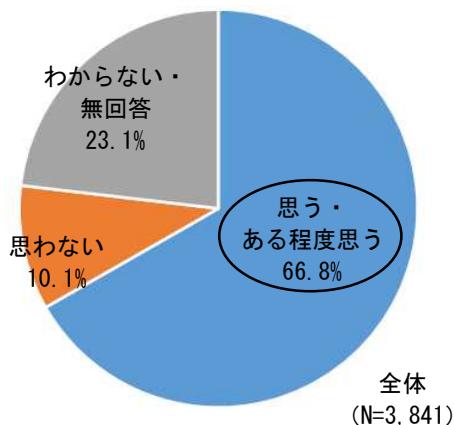
4 回収結果

区分	H28	R2	R6（今回）
発送数	10,000 件	10,000 件	10,000 件
回収件数 (回収率)	4,389 件 (43.9%)	4,615 件 (46.2%)	3,841 件 (38.4%)
身体障害	2,029 件	2,219 件	1,794 件
知的障害	1,177 件	1,221 件	921 件
精神障害	1,115 件	955 件	818 件
その他（無回答ほか）	68 件	220 件	308 件

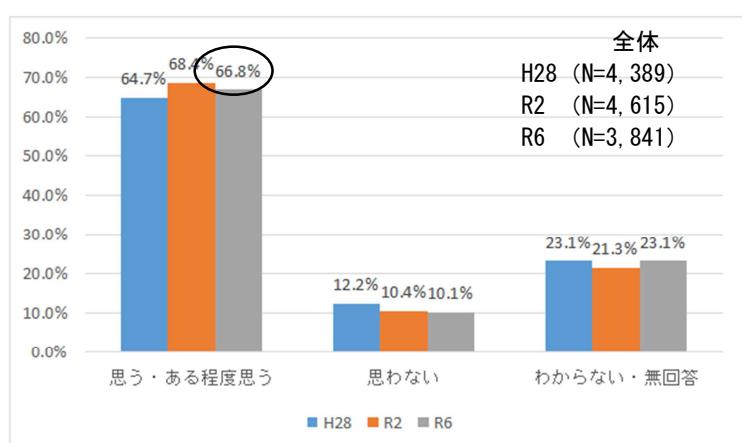
自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思う方の割合	H28 調査 64.7%	R2 調査 68.4%	R6 調査 66.8%
--	-----------------	----------------	----------------

問 自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思うま

【今回調査結果】



【過去の調査との比較】



区分	思う	ある程度思う	思わない	わからない	無回答
H28	19.5%	45.2%	12.2%	17.5%	5.6%
		64.7%	12.2%		23.1%
R2	21.4%	47.0%	10.4%	17.1%	4.2%
		68.4%	10.4%		21.3%
R6	20.3%	46.5%	10.1%	18.6%	4.6%
		66.8%	10.1%		23.1%

「安心して暮らせるところだと思う」及び「ある程度安心して暮らせるところだと思う」を合わせた割合は 66.8% と、前回調査結果から 1.6 ポイント減少しています。

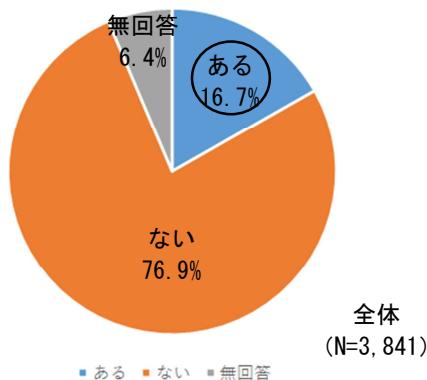
今後も、福祉サービスの充実はもとより、交通機関や施設などの「街のバリアフリー化」のみならず、障害に対する県民の理解を深める「心のバリアフリー化」を進めていく必要があります。

差別や虐待を受けたことのある方の割合	H28 調査 17.4%	R2 調査 17.3%	R6 調査 16.7%
--------------------	-----------------	----------------	----------------

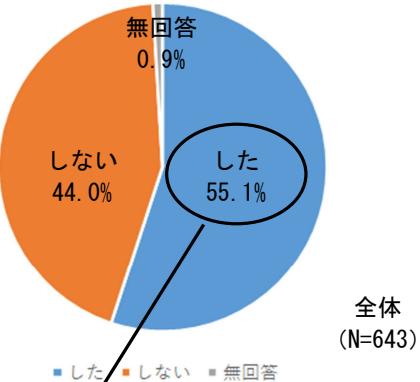
問 生活をしている中で、差別や虐待を受けたことはありますか。

※「虐待」とは身体的な虐待だけでなく、金銭的な虐待、心理的な虐待、性的な虐待を

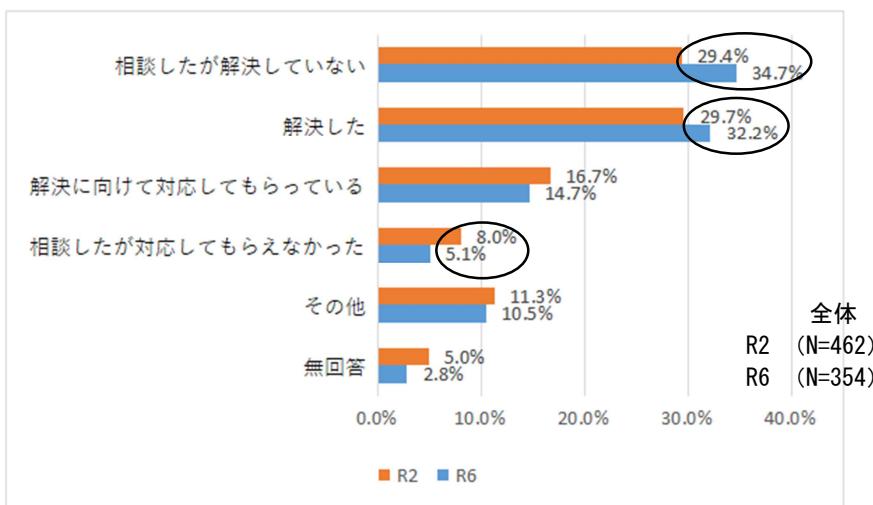
【差別・虐待経験の有無】



【相談経験の有無】



問 (上記において相談した方について) その相談は解決しましたか。

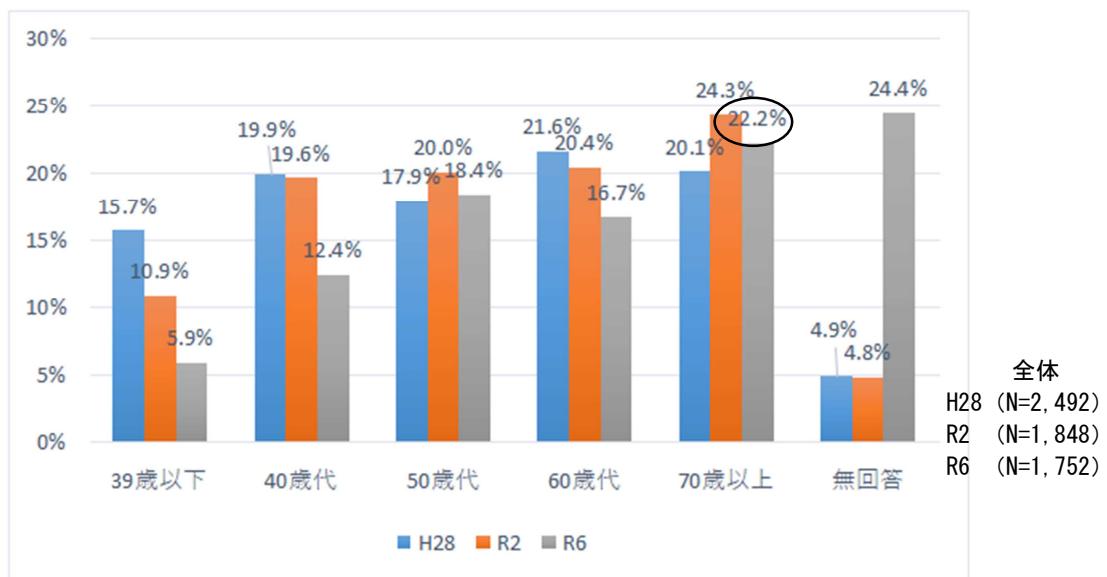


生活の中で、差別や虐待を受けたことが「ある」方の割合は 16.7% でした。

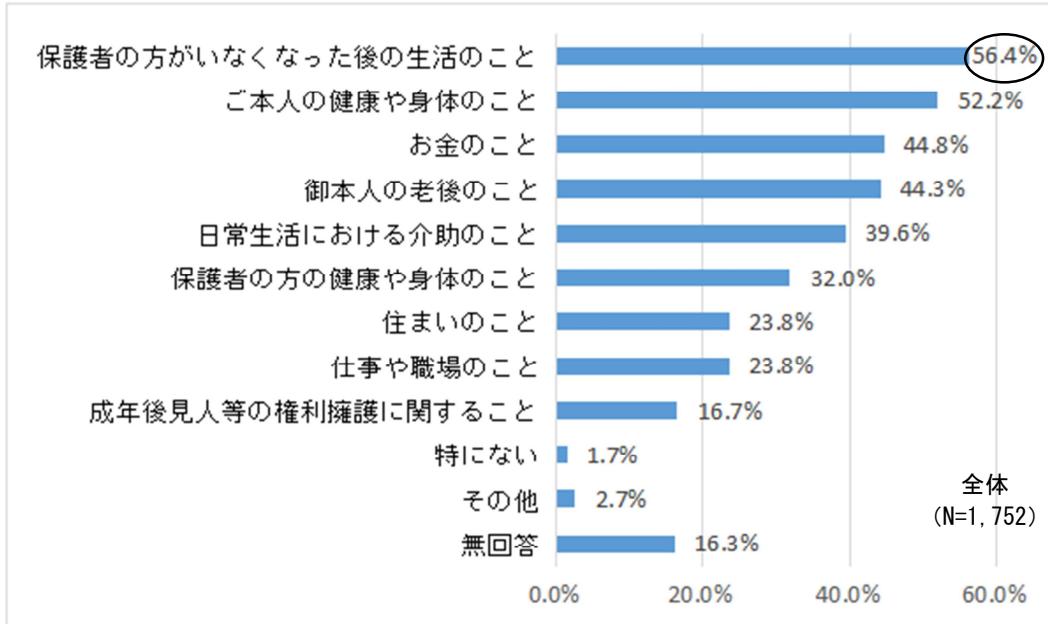
差別や虐待を受けたことがある方のうち、55.1%が差別や虐待を受けたことを誰かに相談していますが、「相談したが解決していない」 34.7%、「相談したが対応してもらえなかった」 5.1%と、4割近くが問題解決に至っていない結果となっています。

70歳以上の介助者の割合	H28 調査 20.1%	R2 調査 24.3%	R6 調査 22.2%
--------------	-----------------	----------------	----------------

問 あなたを主に介助してくれる方の年齢層を教えてください。(複数回答)



問 御本人が生活していく上で今後心配になることは何ですか(保護者の方への質問)

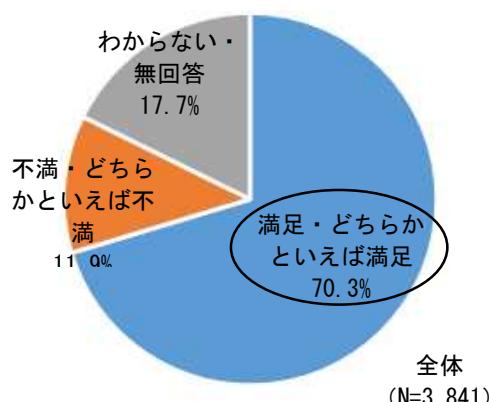


70歳以上の介助者の割合は22.2%と前回調査より2.1ポイント減少しましたが、生活していく上で今後心配になることとして、「保護者の方がいなくなった後の生活のこと」が56.4%と最も回答数が多い結果となりました。

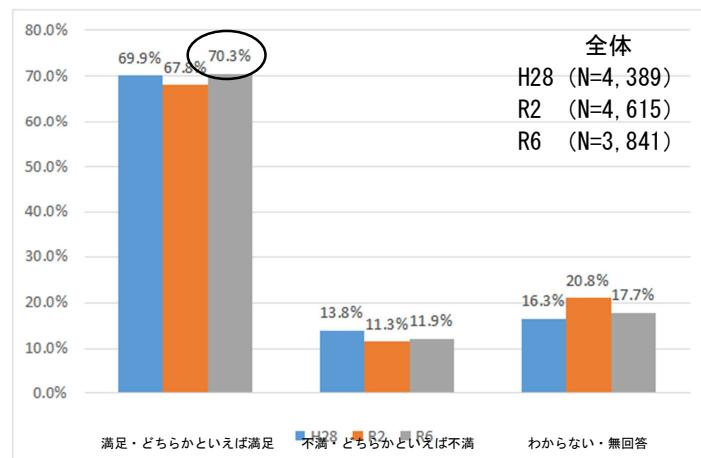
生活に満足している障害のある方の割合	H28 調査 69.9%	R2 調査 67.8%	R6 調査 70.3%
--------------------	-----------------	----------------	----------------

問 あなたは、現在の生活に満足していますか。

【今回調査結果】



【過去の調査との比較】



問 あなたが、現在の生活に不満がある理由を具体的に教えてください。

区分	H28	R2	R6	R6-R2
行動に制約があること・やりたいことができないこと	6.2%	16.5%	16.4%	△0.1%
家計・収入・金銭に関すること	20.2%	14.7%	14.6%	△0.1%
自分の体調・障害・病気等に関すること	5.6%	11.3%	12.6%	1.3%
就労に関するこ	9.6%	8.3%	7.8%	△0.5%
家族や人間関係に関するこ	8.8%	10.6%	7.8%	△2.8%
福祉制度・サービスに関するこ	6.4%	4.3%	5.6%	1.3%

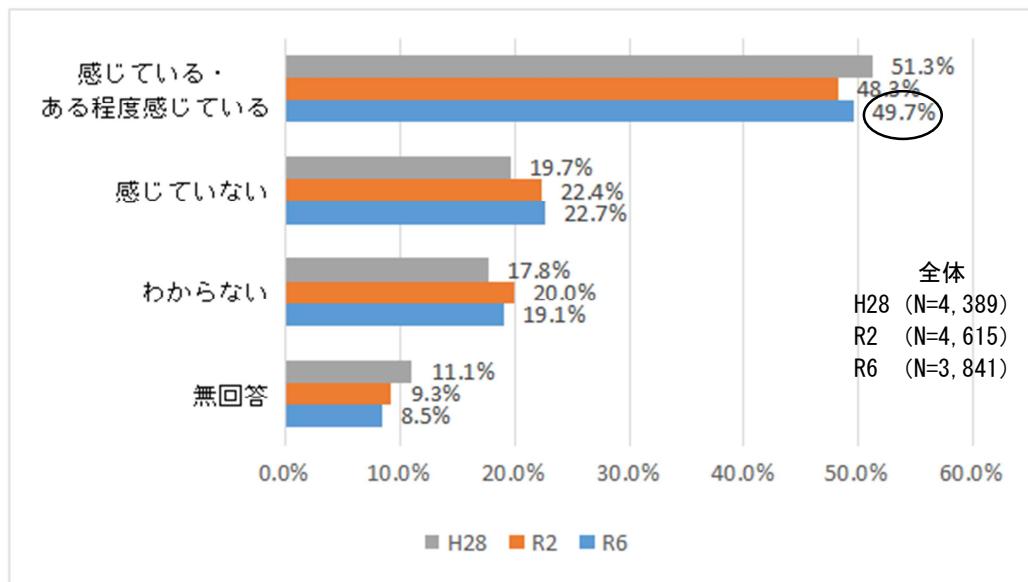
「満足している」及び「どちらかといえども満足している」を合わせた割合は 70.3% と、前回 (67.8%)、前々回 (69.9%) の調査結果を上回りました。

一方で、不満がある理由については、前回の調査結果と同様に、「行動に制約があること・やりたいことができないこと」の割合が 16.4% と一番多い結果となっています。

日常生活において自立し、社会参加をしていると感じている方の割合	H28 調査 51.3%	R2 調査 48.3%	R6 調査 49.7%
---------------------------------	-----------------	----------------	----------------

問 あなたは、日常生活において自立し、社会参加をしていると感じていますか。

※ここでいう、「自立」とは、必要とする支援を受けながらも、自分の意思をもって日常生活を送る



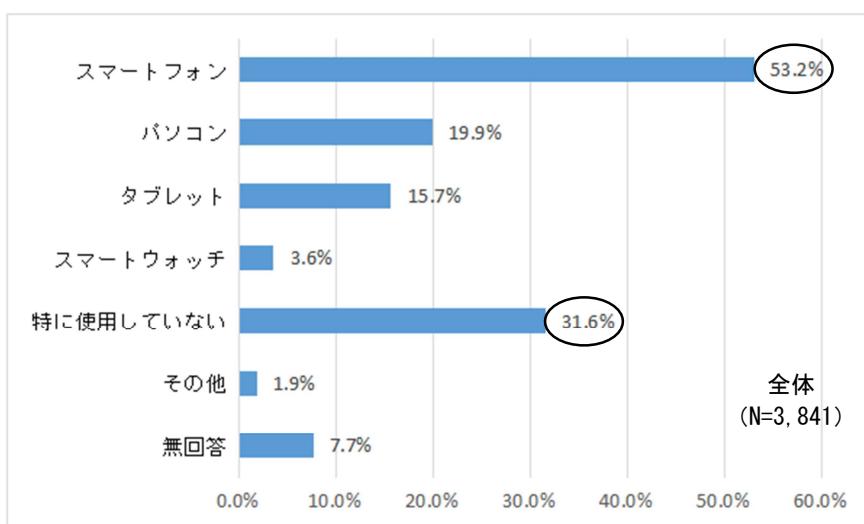
「自立し、社会参加をしていると感じている」及び「ある程度自立し、社会参加をしていると感じている」を合わせた割合は 49.7% となり、前回調査結果から 1.4 ポイント増加しています。

今後、より一層、障害のある方の社会参加への取組を強化する必要があります。

普段の生活でスマートフォンを使用している方の割合	H28 調査 —	R2 調査 —	R6 調査 53.2%
--------------------------	-------------	------------	----------------

問 あなたは普段の生活で、どのような ICT 機器を使用していますか。(複数回答)

【新規調査】



(単位：件)

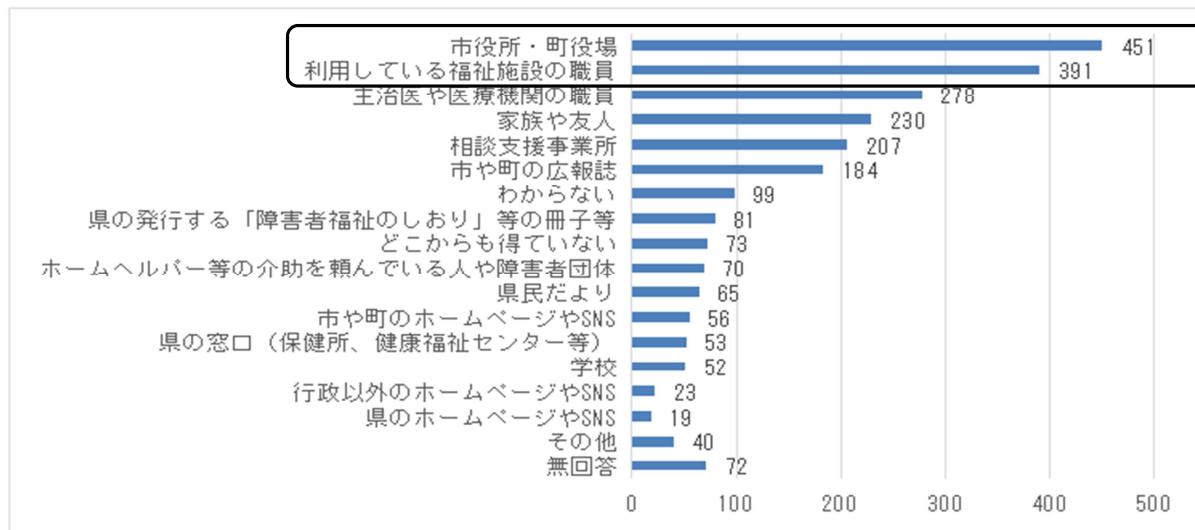
区分	スマートフォン	パソコン	タブレット	スマートウォッチ	特に使用していない	その他	無回答
10歳代以下	251	79	193	9	144	6	20
20歳代	248	96	94	19	60	5	9
30歳代	202	76	57	22	64	3	22
40歳代	235	97	65	21	107	6	28
50歳代	349	138	84	20	159	15	31
60歳代	274	114	55	27	145	13	37
70歳以上	355	114	32	13	448	19	110
計	1,914	714	580	131	1,127	67	257

※問2の年齢の設問において無回答とした者を除く。

普段の生活で 53.2% の方が「スマートフォン」を使用しています。そのほか、パソコンやタブレットを使用しているという結果になりました。
年代別では、全ての世代でスマートフォンが最も使用されているという結果となりました。

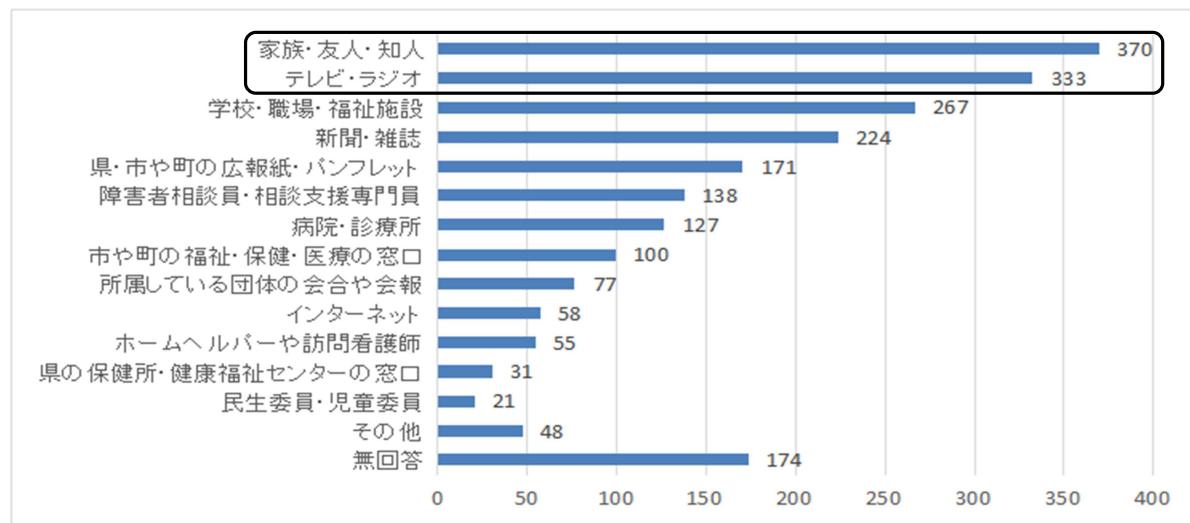
【分析】ICT 機器を「特に使用していない」と回答した方(1,127 人)の情報の入手方法。(複数回答)

① 「障害福祉に関する情報」の入手方法



障害福祉に関する情報の入手方法は、市役所・町役場が最も多く、次いで利用している福祉施設の職員という結果になりました。

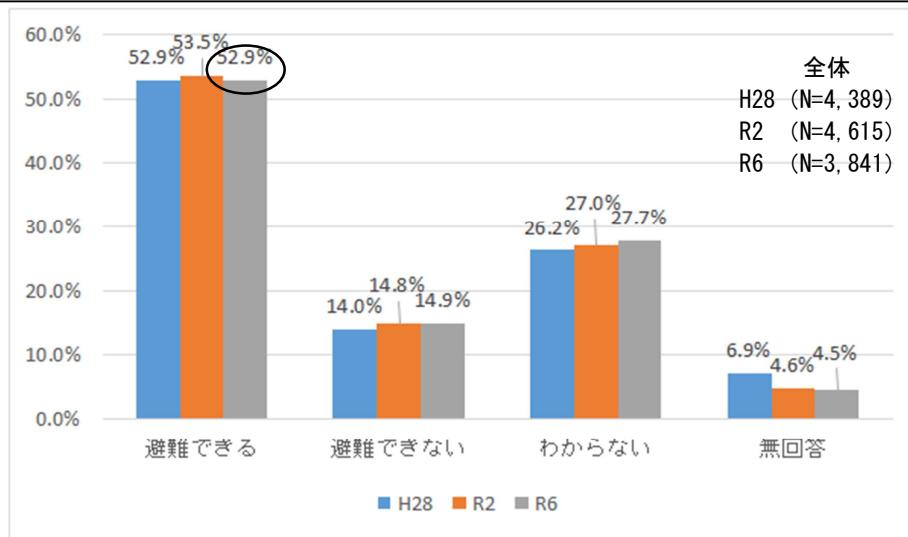
② 「社会参加に必要な情報」の入手方法



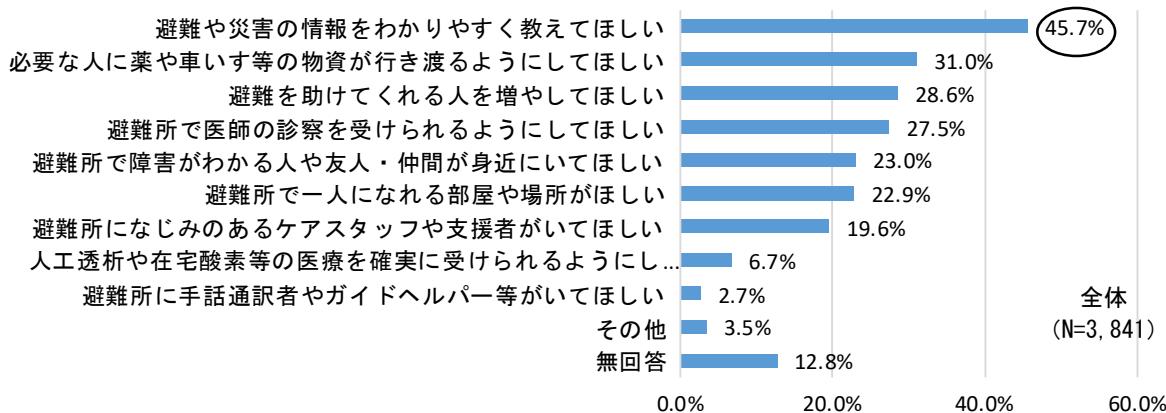
社会参加に必要な情報の入手方法は、家族・友人・知人が最も多く、次いでテレビ・ラジオという結果になりました。

災害等の緊急時に、一人または支援を受けながら安全に避難できる方の割合	H28 調査 52.9%	R2 調査 53.5%	R6 調査 52.9%
------------------------------------	-----------------	----------------	----------------

問 あなたは、災害等の緊急時に、自宅または施設から一人でまたは支援を受けながら、安全に避難できる環境にありますか。



問 地震や台風などの災害が発生した時に何が必要だと思いますか。(複数回答)



「避難できる」とした割合は 52.9% で、前回 (53.5%)、前々回 (52.9%) と同水準の調査結果となりました。

また、災害が発生した際には、「避難や災害の情報をわかりやすく教えて欲しい」が 45.7% と一番多い結果になっています。

資料6 「県政インターネットモニターアンケート」の結果概要

(要旨)

令和7年8～9月に、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する「県政インターネットモニターアンケート」を実施した（対象者数：514人、回答者：440人、回答率：85.6%）。

(概要)

- 「障害者差別解消法」を聞いたことがある人の割合は前回調査から4.1ポイント増加した。
「障害者差別解消条例」を聞いたことがある人の割合も2.5ポイント増加した。

項目	R2	R4	R5	R7
「障害者差別解消法」を聞いたことがある	55.6%	43.8%	48.1%	52.2%
「障害者差別解消条例」を聞いたことがある	36.6%	22.0%	25.0%	27.5%

- 「障害者差別解消条例」を聞いたことがある人のうち、「合理的配慮」の考え方を知っている人の割合はR5年度から37.5ポイント増加、聞いたことがある人は、14.5ポイント増加した。

項目	R2	R4	R5	R7
「合理的配慮」の考え方を知っている。	—	—	—	56.2%
「合理的配慮」を聞いたことがあるが、内容は知らない。	—	—	—	39.7%

【参考】「合理的配慮」の考え方を知っている人の割合

項目	R2	R4	R5	R7
「合理的配慮」の考え方を知っている。	23.5%	19.1%	18.7%	—
「合理的配慮」を聞いたことがあるが、内容は知らない。	32.3%	23.0%	25.2%	—

- 「障害のある人への差別を感じたり、見たり、聞いたりしたことがある人」の割合は、ほぼ横ばいで推移している。

項目	R2	R4	R5	R7
ある	25.7%	20.7%	19.4%	19.8%
差別かどうかわからないが、いやな気持ちになったことがある	32.6%	27.3%	26.7%	27.7%
ない	41.6%	34.9%	35.1%	34.3%
わからない（R4より追加）	—	17.0%	18.7%	18.2%

- 差別を感じたり、いやな気持ちになったことがある場面として、前回調査に引き続き「電車やバスなどの交通機関の利用の場面」が多い。次いで多いのが「学校、教育現場」や「買い物の場面」、「職場」で、いずれも前回調査から割合は増加している。

項目	R 2	R 4	R 5	R 7
電車やバスなどの交通機関の利用の場面	43.8%	32.8%	39.8%	45.9%
学校、教育現場	34.5%	35.4%	32.6%	39.2%
買い物の場面	28.8%	22.9%	23.9%	32.5%
職場	24.3%	26.2%	27.3%	31.6%

- 「『ヘルプマーク』を見たことがあり意味も知っている人」の割合は、前回調査から24.2ポイント増加した。

項目	R 2	R 4	R 5	R 7
見たこともあり、意味も知っている	12.9%	32.6%	42.2%	66.4%
見たことはあるが、意味は知らない	12.1%	17.8%	17.6%	16.4%
知らない	75.0%	49.6%	40.2%	17.3%

資料7 用語の説明

【あ行】

● 愛の援聴週間

聴覚に障害のある人に対する県民の理解を深めることを目的とした週間。3月3日（耳の日）から9日まで、聴覚障害に関する様々な啓発活動を実施している。

● 移動介護従業者

脳性麻痺者等全身性障害のある人等の移動を支援する者。

● 医療的ケア児（者）

日常生活及び社会生活を営むために恒常に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児（者）。

● 医療的ケア児等支援センター

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき都道府県が設置する機関。医療的ケア児及びその家族への相談・情報提供のほか、関係機関等への情報提供、研修、関係機関との連携体制の構築を行う。

● 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行ながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する者。

● インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすると

の目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。国際連合の障害者権利委員会による勧告では、障害者権利条約第24条を踏まえつつ、「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、（中略）多様で柔軟な仕組みを整備することが重要」としている。2022年9月に国際連合の障害者権利委員会から日本政府へ提出された総括所見では、「障害のある子どもへの分離された特別教育が永続していること」等の懸念事項が指摘され、これに対し、文部科学省は「特別支援教育を中心止することは考えていない」との見解を示している。

● ウェブアクセシビリティ方針

高齢の方や障害のある方を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう定めた方針。本県では平成25年3月に静岡県公式ホームページのウェブアクセシビリティ方針を定めて運用している。

● 運営適正化委員会

社会福祉法に基づき、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、県社会福祉協議会に設置されている。

● エシカル消費

人や社会・環境に配慮した消費行動。エシカル消費には、フェアトレード商品、授産品、地場産品、環境認証ラベルのついた商品、リサイクル商品の購入のほか、食品ロスの削減など様々な消費行動が含まれる。

● NPO (NonProfitOrganization)

非営利組織のこと。市民が主体となって、自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない組織の総称。なお、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて、法人格を取得した組織を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

【か行】

● 介護保険制度

加齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を必要とする状態になった人について、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう国民の共同連帯の理念に基づいて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度。

● 介助犬

肢体に障害がある人の日常生活動作を介助することができるよう物の拾い上げや運搬、着脱衣の補助、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉などを行なうために特別な訓練を受けた犬。

● 学習障害(LD=LearningDisabilities)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの能力のうち特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

● 家族等支援事業

ペアレンツメンター（発達障害のある子の子育て経験があり、相談支援に関する一定の研修を受けた者）やピアサポート（当事者や保護者同士の交流や共同作業による悩みの共有や支え合い）活動支援者の養成及び活用などにより、当事者及びその家族を支援する事業。

● 基幹相談支援センター

相談支援の機能強化のため、総合的かつ専門的な相談支援や地域課題への対応、地域における人材育成等を実施する機関。2024年4月より市町村における整備が努力義務とされた。

● 基準該当障害福祉サービス

指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であって、市町が認めた場合に限り、特例的に給付費を受けながら実施することができる障害福祉サービスのこと。

● 共生型サービス

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害のある人が共に利用できるサービス。

● 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。

● 強度行動障害

精神科的な診断ではなく、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その療育環境では著しく処遇の困難な状態。

● 業務管理体制

不正事案の発生防止の観点から、指定障害福祉サービス事業者等に対し、整備することが義務付けられている事業運営の適正化を図るための体制。

● 居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害のある人の家庭等にホームヘルパーを派遣して、入浴等の介護、家事援助等を提供するサービス。

● グループホーム（共同生活援助）

障害のある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活における援助を行う施設。

● 軽度・中等度難聴児

両耳の聴力レベルが30デシベル(dB)以上で身体障害者手帳の交付対象となるない難聴の児童。補聴器の使用が必要となるケースが多い。

● ゲートキーパー

周囲で悩みを抱えている人に気づいて声をかけ、話を聴き、必要な支援に早期につなげて見守る人。

● 圏域自立支援協議会

障害保健福祉圏域において、市町、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、特別支援学校、ハローワークなどの関係機関で構成される協議会。市町自立支援協議会で解決できない広域調整が必要な事項の協議や圏域障害福祉計画の策定を行う。

● 圏域スーパーバイザー

圏域自立支援協議会専門部会の運営や、市町自立支援協議会の活動に対する助言など、障害者支援に係る専門的援助や広域調整を行う者のことであり、障害保健福祉圏域ごとに県が設置している。

● 高次脳機能障害

病気や事故等の影響により、脳が傷つきその後遺症として、記憶や注意力などが低下し、日常生活に支障をきたす症状。

● 合理的配慮

障害のある人の求め（障害のある人が障害によりその意思の表明を行うことができない場合又はその意思の表明を行うことが著しく困難な場合にあっては、障害のある人の意思の表明を代わりに行う者の求め）に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するために、又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な措置を行うこと。ただし、社会通念上相当と認められる程度を超えた過重な負担を伴うものを除く。

● 個別支援計画

個々の利用者の意向・適正・障害の特性等を踏まえた適切な障害福祉サービスを提供するために、サービス管理責任者が作成する計画。

【さ行】

● サービス管理責任者

サービスの質の向上を図るため、個々の利用者についての初期状態の把握（アセスメント）や個別支援計画の作成、定期的な評価（モニタリング）などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担う者。なお、訪問系サービスを除く、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設に配置が義務づけられている。

● 災害派遣精神医療チーム（D P A T）

地震、台風等の自然災害や航空機・列車事故等の大規模災害が発生した場合、被災地域において精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。

● 災害派遣福祉チーム（D W A T）

大規模災害発生時に福祉避難所等において、要配慮者の福祉的ニーズを把握し生活の支援に当たる社会福祉士や介護福祉士などから構成される専門職チーム。

● 在宅就業障害者支援制度

在宅で就労する障害のある人や登録在宅就業支援団体を介して仕事を発注する事業主に対して、特例調整金・特例報奨金を支給して支援する制度。

● サイボスレーダー

静岡県が運営する地域密着型防災サイト。ピンポイント天気予報をはじめ、気象情報、防災情報、ライブカメラ映像、雨量・水位情報をリアルタイムで提供している。

● 作業療法士

心身に障害のある人に対し、主に手先を使う作業療法（手芸、工作、治療的ゲーム等）を用いて、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図る訓練等を行う者。医療機関や福祉施設等で働いている。

● サピエ図書館

視覚障害のある人や活字による読書が困難な人を対象に、点字図書や録音図書、ディジー図書などのデータを提供するネットワークシステム。

● 支援コーディネーター（高次脳機能障害支援拠点機関）

高次脳機能障害に関する生活面・医療面・就労面等の相談に応じるとともに、関係機関との地域支援ネットワークの構築を行う者。

● 静岡県障害者活躍推進計画

障害のある方の職員としての雇用や障害のある職員が活躍できる環境づくりを推進するため、採用及び定着に関する目標や各種取組について定めた計画。

● 静岡県教育委員会障害者活躍推進計画

障害のある方の職員としての雇用や障害のある職員が活躍できる環境づくりを推進するため、採用及び定着に関する目標や各種取組について定めた計画。

● 静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（障害者差別解消条例）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、相談及び紛争解決等の体制、県民の理解及び関心の増進等を規定し、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている条例。

● 静岡県福祉のまちづくり条例

障害のある人や高齢者など誰もが自由に社会参加できる福祉のまちづくりに向け、不特定多数の人が利用する公共的施設の整備促進や県民の思いやりの心の醸成について定めた県条例。

● 市町自立支援協議会

相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町が共同又は単独で設置する協議会。相談支援事業者や障害福祉サービス事業者などで構成され、地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議などを行う。

● 失語症者向け意思疎通支援者

脳の言語中枢の損傷により、聞く、話す、読む、書くなどの言葉にかかわる機能が失われた人に対し、会話の理解や表現を補助（必要に応じて道具や絵を利用）して意思疎通支援を行う者。

● 児童相談所

福祉事務所、保健所、学校、警察、民生委員・児童委員等と連携を図りながら児童の養育についての相談、調査、診断、判定、一時保護等を行う機関。

● 児童発達支援管理責任者

障害児通所・入所施設に配置され、障害のある子どもに対する効果的かつ適切な支援を行う観点から、保護者及び障害のある子どもの解決すべき課題を把握した上で、個別支援計画の作成や提供した支援の客観的な評価を行うなど、障害児支援全般に関する責任を担う者。

● 児童発達支援事業

児童福祉法に基づき、障害のある子どもに提供される通所サービス（障害児通所支援）の一つで、未就学の児童を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援（児童発達支援）を行う事業。

● 児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、児童発達支援を行う施設。「児童発達支援事業」が身近な療育の場であるのに対し、「児童発達支援センター」は、地域の障害のある子どもやその家族への相談（障害児相談支援）、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言（保育所等訪問支援など）を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設。

● 自閉症スペクトラム障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害については、自閉症スペクトラム障害ともいう。

● 市民後見人

弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職ではない一般の市民で、成年後見人となるための養成研修を修了し、社会貢献として権利擁護活動をする者。実際に成年後見人として活動するためには、家庭裁判所から選任される必要がある。

● 社会福祉人材センター

社会福祉法に基づき、社会福祉施設等への就労に関する無料職業紹介や福祉従事者への各種研修等を行う機関。静岡県では、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会が運営に当たっている。

● 周産期医療体制

妊娠 22 週から生後満 7 日未満の期間を周産期といい、周産期とその前後の期間に母体や胎児・新生児に生じがちな突発的事態に対応するための、産科と新生児科の協力による総合的な医療体制。

● 重症心身障害児（者）

肢体不自由1級又は2級の身体障害者手帳及びA判定の療育手帳の交付を受けている児（者）若しくは身体障害者手帳及び療育手帳を所持していないが、前記の者と同程度の重度の障害を有していると認められる児（者）。

● 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

● 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

● 手話

ろう者が、コミュニケーションをとったり、物事を考えたりするときに使う言葉で、手指の動きや表情等を使って、概念や意思を視覚的に表現する視覚言語。2006年に採択された国連の障害者権利条約や、2011年に改正された障害者基本法では、手話が言語であることが定義されている。

● 手話通訳者

聴覚等の障害のため、意思疎通等を図ることに支障ある障害のある人等に対し、手話により意思疎通支援を行う者。

● 障害者虐待防止支援センター

市町障害者虐待防止センターは、障害のある人に対する虐待に関する通報・届出窓口となるほか、相談、指導助言等を行う機関。県障害者虐待防止支援センターは、使用者による虐待の通報・届出窓口となるほか、権利擁護等の専門的な事項に関し市町障害者虐待防止センターに助言等を行う機関（法律上の「都道府県権利擁護センター」にあたる）。

● 障害者試行雇用（トライアル雇用）

有期雇用契約による試行雇用。この期間に企業は適性を見極めるとともに、障害のある人も仕事や職場について知ることができるため、双方にとってメリットがあり、障害のある人の雇用を促進することができる。

● 障害者週間

毎年12月3日から9日までを、障害者週間として、障害のある人に関する理解促進を図る啓発活動実施している。これにより、国民の間に広く障害のある人の福祉についての关心と理解を広げ、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意識の向上を図る。

● 障害者就業・生活支援センター

障害があるため、就職や職場への定着が困難である人や就職経験のない人を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、職業生活における自立を図るために必要な支援を行う施設。

● 障害者就労応援団

障害者雇用の促進及びふじのくに福商品の販売促進を図るために、障害者雇用に実績がある企業等が登録して集まった応援団。障害者雇用を検討している企業等に支援を行う。

● 障害者スポーツセンター

国では、情報拠点、人材育成、地域活動支援といった、広域における障害者スポーツ振興を担う機能を有する、障害者優先もしくは専用の拠点施設と定義されているが、本県では特定の拠点施設を指すものではなく、障害のある人が身近な地域で活動できるよう、県、市町、民間の既存のパラスポーツ利用されているスポーツ施設をつなぐ既存施設ネットワークを指す。

● 障害者働く幸せ創出センター

障害のある人が一般企業や障害者就労施設等で就労するかを問わず、働くことを総合的に支援する目的で2010年5月に県が静岡市葵区呉服町に開設した拠点施設。総合相談窓口の開設や県内の障害者就労施設等や障害のある人に係る情報収集・発信、授産事業の支援など、福祉と産業界をつなぐ取組を行っている。

● 障害を理由とする差別解消推進県民会議

県や市町、障害のある人や関係団体だけでなく、県民が一体となって「オール静岡」で障害を理由とする差別解消を推進するため、障害者差別解消条例に基づいて開催する会議。

● 小児慢性特定疾病

子どもの慢性の病気の中でも、発育や生命に重大な影響を持ち、治療に長い期間と高額な医療費がかかる病気のこと。治療研究事業としての医療費助成があり、対象となる病名や症状がそれぞれ定められている。

● 職場適応援助者（ジョブコーチ）

障害のある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートを行う者。

● 処遇改善加算制度

平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てる目的に創設された制度。

● 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるように一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

● 自立支援医療

障害のある人等に対し、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療。

● 自立支援給付

障害福祉サービスに係る介護給付費等、地域相談支援給付費等、自立支援医療費等及び補装具費の支給。

● 人権啓発センター

県民一人ひとりの生活の中に人権尊重の意識が定着し、誰もが幸せに暮らせる静岡県の実現に向け、様々な人権啓発活動や人権相談を行う機関（県健康福祉部内に設置）。講師派遣（出前人権講座）やDVD、図書の貸出等により人権学習を支援する等、県民に広く開かれた人権啓発の拠点。

● 新生児聴覚スクリーニング検査

新生児の聴覚障害を発見するための検査。

● 身体障害者更生相談所

身体障害のある人の更生援護の利便及び市町における援護の適切な実施を支援するため、専門的な相談・指導を行う機関。

● 身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づき、市町が委託（設置）する相談員。原則として身体障害当事者であり、自身の様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者の目線に立った相談援助を担う。

● 身体障害者補助犬

盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。2002年10月1日から身体障害者補助犬法が施行されている。

● 心的外傷後ストレス障害（PTSD=Post-Traumatic Stress Disorder）

心に受けた衝撃的な傷（トラウマ）により生じる様々なストレス障害のこと。トラウマには、事故・災害による急性の外傷と虐待・いじめ等による慢性的の外傷とがある。

● 生活介護（デイサービス）

常に介護を必要とする人に、日中において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

● 精神科救急医療体制

緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、24時間365日迅速かつ適正な医療を受けられるように、精神医療に関する緊急的な相談に応じて情報提供を行う精神科救急情報センターや、精神科救急医療施設、身体合併症に対応可能な医療施設等が整備されている体制。

● 精神保健福祉センター

精神保健福祉に係る知識の普及啓発、調査研究、相談等を行う県の機関。

● 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない人の権利を擁護し生活を支援するため、家庭裁判所により選任された後見人が財産管理や身上監護を行う法制度。

● 全国障害者技能競技大会（アビリンピック）

障害のある人が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害のある人に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催する大会（全国大会年1回、国際大会4年に1回開催）。

● 相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住居入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う者。

【た行】

● 短期入所（ショートステイ）

障害のある人の介護を行う人が病気その他の理由により居宅での介護を行うことができない場合に、障害のある人を短期間、施設等で預かり、入浴、排せつ、食事などを提供するサービス。

● 地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害のある人やその家族の緊急時の対応を図るための拠点として、市町が設置する。

● 地域リハビリテーション

障害のある人や高齢者とその家族が、住み慣れたところで、その人らしくいきいきとした生活ができるように、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含めた生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてをいう。

● 地域リハビリテーションサポート医

リハビリテーションに関するかかりつけ医や介護専門職への支援、多職種の連携づくりの推進役となる医師

● 地域リハビリテーション推進員

市町等が実施する介護予防事業などに對して、リハビリテーションの視点から助言するリハビリテーション専門職（理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST））

● 知的障害者更生相談所

知的障害のある人の医学的・心理的及び職能的判定を行うとともに、家庭その他からの相談業務を行う機関。

● 知的障害者相談員

知的障害のある人並びにその家族に対する相談業務、関係機関との連絡及び知的障害者援護思想の普及を行う相談員。

● 注意欠陥／多動性障害

(AD／HD=AttentionDeficit／HyperactivityDisorder)

「不注意」と「多動・衝動性」を主な特徴とする発達障害の概念のひとつ

● 超低床バス（ノンステップバス）

乗降口の段差をなくし、通常のバスよりも床面の地上高を低くし、車いす使用者をはじめ、誰もが乗り降りしやすいバス。

● 聽導犬

聴覚に障害がある人の耳の代わりとなり、電話の呼出音やその人を呼ぶ声、車のクラクションなど危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝えたり、音源へ誘導したりするために特別な訓練を受けた犬。

● 通級指導教室

各教科等の授業を通常の学級で受けながら、障害による学習上又は生活上の改善・克服に必要な指導を、特別の指導の場で受ける教育の形態。

● デイジー図書

視覚障害などで通常の印刷物を読むことが困難な人のための国際標準規格に基づくデジタル録音図書。

● 同行援護従業者

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行う者。

● 特別支援学校

障害があるために、教育上の配慮を必要とする幼児児童生徒それぞれに応じた教育課程を編成し、専門的できめ細かな指導を行う学校。

● 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者。

【な行】

● 難病相談支援センター

地域における難病患者の支援を一層推進するために、地域で生活する難病患者や家族の日常生活における相談や支援、地域交流活動の促進及び就労促進などを行っている機関。

● 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるように利用者との契約に基づいて生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業。実施主体である県社会福祉協議会からの委託により市町社会福祉協議会が生活支援員の派遣等を行う。

● 日常生活用具

障害のある人等が、日常生活を円滑に過ごすために必要な用具。市町地域生活支援事業の必須事業の1つで、対象者、対象品目、利用者負担等は各市町において決定される。

● 日中一時支援

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害のある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援。

● 日中サービス支援型グループホーム

グループホームの3種類（介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型）の類型の一つ。昼夜を通じて1人以上の職員を配置し、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を実施。

● 乳幼児健康診査

乳児及び幼児が発育栄養状態、精神・運動機能の発達、疾病または異常の有無などを確認する健康診査。保護者に対しては、適切な養育について助言、指導し、育児支援を行う。市町事業として行われている。

● 農福連携ワンストップ窓口

農業者や障害福祉サービス事業所からの農福連携に関する相談への一元的な対応や農業者の求人・農作業等の情報、障害福祉サービス事業所の求職・労働力情報等を集約し、マッチングを支援する窓口として令和2年6月より障害者働く幸せ創出センター内に設置。

【は行】

● 8050 問題

高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯が社会的に孤立することにより様々な課題を抱える問題。ひきこもりの長期化や当事者とその家族等の高年齢化が進むことにより深刻な社会問題となっている。

● 発達障害

発達障害者支援法に規定されている自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）*、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、その他これに類する脳機能の障害。自閉症、アスペルガー症候群、他の広汎性発達障害については、自閉症スペクトラム障害ともいう。

● 発達障害者支援センター

発達障害のある人の日常生活についての相談支援や発達支援、就労支援、普及啓発及び研修等を行う機関。

● バリアフリー対応型信号機

歩行者支援装置（高度化PICS等）、視覚障害者用付加装置、音響式歩行者誘導装置、経過時間表示装置、高齢者等感應化の機能を付加することにより、障害のある人や高齢者等の道路横断の安全を図る信号機。

● ひきこもり

何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある、支援を必要とする状態にある、本人やその家族（世帯）。

● 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方。

● 福產品

障害者就労施設等で作られた授産品がより身近に感じられるよう、愛称を「福產品（ふくさんぴん）」とし普及啓発を図っています。

● 福產品 Web カタログ

県内の障害者就労施設等で製造しているこだわりの製品をWebで紹介する電子カタログ。

● 福產品 SGDs パートナー

企業等からの安定的・継続的な発注を促進するため、福產品等の年間購入額と役務の年間発注額の合計が30万円以上となる企業・団体を「福產品等 SGDs パートナー」として認定する取組を行っている。

● 福產品一人一品運動

障害のある人が働く障害福祉サービス事業所の製品である「福產品」（授産品の愛称）の継続的な購入を県民に対して呼び掛けることで、障害のある人の工賃向上と経済的な自立を推進する取組。

● 福產品ブランド認定製品

県内の障害福祉サービス事業所で製作し、優れた品質をもつものとして県がお勧めする製品。アドバイザーによる助言や改良支援、販路開拓など、ふじのくに福產品（授産品）の売上増と工賃向上を目指す取組を行っている。

● 福祉避難所

一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるよう、市町が指定した避難施設。主には、社会福祉施設が指定されている。

● 放課後子供教室

放課後や週末に、地域ボランティア等が全ての子どもたちを対象とした安全・安心な活動拠点（居場所）をつくり、様々な体験や交流等を行う教室。

● 放課後児童クラブ

小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所。

● 放課後等ディサービス

児童福祉法に基づき、障害のある子どもに提供される通所サービス（障害児通所支援）の1つで、学校に就学している児童を対象として、授業の終了後又は休日等に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

● ホームヘルパー

障害のある人の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する者。

● 補装具

身体障害のある人の身体機能を補完又は代替するための用具。購入、修理及び借受けに要する費用に対し助成制度がある。利用者負担は原則1割であるが、所得に応じた負担上限額がある。義肢、装具、車いす、補聴器等。

● 民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（任期3年、無報酬）で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねている。一定の区域を担当し、自らも地域住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動を行い、必要に応じて専門機関へつながり、福祉サービスの情報提供などを行う。

● 盲導犬

視覚に障害のある人が安全に歩くことができるよう、交差点や曲がり角、階段などを止まって知らせたり、電信柱や看板などの障害物を避けて歩行誘導したりするために特別な訓練を受けた犬。

● 盲ろう者向け通訳兼介助者

視覚及び聴覚に重複した障害のある人（盲ろう者）のコミュニケーション及び移動等の支援をする者。

者。

【や行】

● ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」であり、年齢や性別、国籍、障害のある方ない方にかかわらず、はじめから、できるだけ全ての人が、困らないようにしていこうという考え方。

● 要配慮者

災害時において、高齢者、障害のある人、乳幼児、その他特に配慮を要する方。

● 要約筆記者

聴覚等の障害のため、意思疎通等を図ることに支障がある障害のある人等に対し、要約筆記（発言の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳）により意思疎通支援を行う者。

【ら行】

● りんごの棚

図書館において、特別な配慮が必要な子どもが読みやすいバリアフリー図書を集めたコーナー。

● レスパイト

在宅で障害のある人などを看護・介護している家族に、支援者が看護・介護を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。

● ろう者

聴覚に障害のある人のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む

資料8 主な障害に関する啓発マーク

マーク	名称	表す意味など	問い合わせ先等
	障害者のための国際シンボルマーク	障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークは、「すべての障害のある人を対象にしている」ものです。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523
	視覚に障害のある人のための国際シンボルマーク	1984年に世界盲人連合で制定された「視覚に障害のある人のための世界共通のマーク」です。 このマークを見かけた場合には、視覚障害のある人の利用への配慮が必要です。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL:03-5291-7885
	「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。	岐阜市福祉事務所障がい福祉課 TEL:058-214-2138 FAX:058-265-7613
	耳マーク	聴覚障害のある人は、障害のあることが、外見からは分かりにくいために誤解されたり、不利益な待遇を受けたり、社会生活上で不安が少なくありません。 相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど）が必要です。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046
	ろう者*のマスコットマーク	たつの落し子は耳を型どっており、愛嬌があり、全国のろう者（聴覚に障害のある人）のマスコットとされています。 3月3日「耳の日」にちなんだ「3」の数字、ろう者の「ろ」の字、耳のかたちを総合して、単純な表現で見やすいものです。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445

マーク	名称	表す意味など	問い合わせ先等
	手話*マーク	<p>きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときなどに提示します。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。</p>	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449
	筆談マーク	<p>きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときなどに提示します。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449
	障害者雇用支援マーク	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害のある人の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。	公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター TEL:052-218-2154 FAX:052-218-2155
	オストメイトマーク	<p>オストメイトとは、人工肛門保有者、人工膀胱保有者などを言います。</p> <p>このマークは、オストメイトであること及びオストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合は、身体内部に障害のある人であること及びそのための配慮がされたトイレであることへの理解・協力が必要です。</p>	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL : 03-5844-6265 FAX : 03-5844-6294
	ハート・プラスマーク	<p>「身体内部に障害のある人」を表現しています。</p> <p>内部障害（心臓機能障害など）のある人は、外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>このマークを見かけた場合には、内部障害への配慮について理解・協力が必要です。</p>	NPO 法人ハート・プラスの会 TEL : 080-4824-9928

マーク	名称	表す意味など	問い合わせ先等
	ほじょ犬マーク	<p>身体障害者補助犬*法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬*、介助犬*、聴導犬*のことと言います。</p> <p>「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人の身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。</p>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL:03-5253-1111 FAX:03-3503-1237
	身体障害者補助犬*ユーザー受け入れマーク	<p>身体障害者補助犬を使用している方の自立と社会参加を応援する静岡県独自のマークです。</p> <p>盲導犬*などの身体障害者補助犬だけにスポットを当てるのではなく、あくまでも補助犬使用者が主役であるため、障害のある人とのパートナーの補助犬と一緒に愛で包むデザインとなっています。</p>	静岡県補助犬インフォメーションデスク TEL : 054-221-5544
	身体障害者標識 (身体障害者マーク)	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示は努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL:03-3581-0141
	聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示は義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL:03-3581-0141

マーク	名称	表す意味など	問い合わせ先等
	ヘルプマーク	<p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動が必要です。</p>	<p>県障害者政策課 TEL:054-221-2352 FAX:054-221-3267</p>
	福産品ロゴマーク	<p>授産品がより身边に感じられるよう、授産品の愛称を「福産品（ふくさんぴん）」とし、県内大学生が作成したロゴマーク、キャッチコピー「幸福（しあわせ）産みだすこの一品」及びポスターを活用し、本県の福産品の普及啓発を図っています。</p>	<p>県障害者政策課 TEL:054-221-2328 FAX:054-221-3267</p>